

導入促進基本計画

1 先端設備などの導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

木曽岬町は、三重県北東部に位置し、名古屋圏及び桑名市に近接している。面積は15.74平方キロであり、三重県内でも3番目に小さい面積である。

町内の公共交通機関は町の自主運行バスに限られるものの、近隣市町に出れば東名阪道、伊勢湾岸道といった高速道路や幹線国道のほか、JRや近鉄を利用することも可能であり、交通の利便は良好である。

令和5年3月現在の人口は5,986人となっており、15歳未満人口が8.8%、15歳～64歳人口が57.9%、65歳以上人口が33.3%と高齢化が進んでいる。

令和3年度経済センサスによると、全民営事業所数は247であり、うち、1次産業が9事業者、2次産業が94事業者、3次産業が144事業者である。産業大分類の業種としては、上位より製造業が56事業者、卸売・小売業が49事業者、建設業が38事業者となっており、これら3業種で57.9%を占めている。

全民営事業者数247のうち、一部の大企業関連企業を除き大多数が小規模事業者である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者・小規模事業者にとって経営上のニーズである「人材の確保・育成」「営業・販売力の強化」「コストダウン」などの解決の一助となる先端設備等の導入を促す。

これにより、木曽岬町の中小企業・小規模事業者の高度化を図り、経済的に厳しい時代においても持続的に発展するまちとなっていくことが期待される。これを実現するため目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は農業を始め製造業、建設業、卸・小売業など多岐にわたり、このように多様な業種が木曽岬町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第

1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

木曽岬町の産業は、町内全域における農業・建設業から町道鍋田川線及び町道松永上藤里線沿いにおける製造業までと広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

木曽岬町の産業は、農業、製造業、建設業、卸・小売業と多岐に渡り、多様な業種が木曽岬町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、海外市場等を見据えた市町村の枠を超えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。